

事務連絡
令和元年6月13日

各都道府県水道行政担当部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

公共事業に係る政策評価の点検結果（平成30年度）について

水道行政の推進につきましては、平素より御尽力及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、総務省において公共事業に係る政策評価の点検が行われ、(別添)「公共事業に係る政策評価の点検結果（平成30年度）」（平成31年4月26日）が公表され、厚生労働省を含む関係省あて通知されました。

点検の結果、厚生労働省所管の個別公共事業の評価において、下記の内容について改善の必要な事項が認められたことから、各都道府県水道行政担当部（局）各位におかれましては、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が事業評価を実施する際に留意するよう、貴管下の水道事業者等への周知をお願いします。

記

○事業評価の際の留意事項

1. 費用便益分析における回避手段の設定に当たっては、地域の実情を踏まえた実施可能なものとなっているか十分検討した上で、その分析を適切に行うこと
2. 建設が長期間にわたるもの（概ね10年以上を想定）については、年次算定法による評価を行うこと
3. 長期にわたる既発現便益を便益に計上するに当たっては、事業評価結果の公表資料においてその算定内容に関するより明瞭な説明を記載すること
4. 事業評価結果の公表資料には「水道施設整備事業の評価実施要領等 解説と運用」（平成23年7月7日事務連絡）に基づき、実施した費用便益比の算定方法や算定結果を適切に記載すること

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 市川、前田

電話：03-3595-2368 E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp